

第三号議案

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正について

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長職務代理者
教育委員 岩 崎 哲 朗

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「臨時的任用職員面談・人事評価調書」を「臨時的任用職員面談・能力評価調書」に改める。

第十七条第三項中「及び三の項」を「から三の項まで」に改める。

第三号様式中「臨時任用職員面談・人事評価調書」を「臨時任用職員面談・能力評価調書」に改める。

第六号様式中「第9条」を削り、「臨時任用職員面談・人事評価調書」を「臨時任用職員面談・能力評価調書」に、「●人事評価」を「●能力評価」に改め、「県民を中心に考え、県民の視点に立った」及び「県民福祉の増進を」を削り、「県職員」を「組織」に、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

学校に属する臨時的任用職員の病気休暇を正規職員に準じ有給休暇にするとともに、その他所要の改正を行いたいので提案する。

○大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合の第二項及び第四項の規定の適用については、第三項中「臨時的任用職員申込書（第一号様式）」による書類審査」とあるのは「勤務成績の評価」と、「臨時的任用職員任用選考評価票（第二号様式）」とあるのは「臨時的任用職員面談・能力評価調書（第六号様式）」と、第四項中「臨時的任用職員任用選考評価票」とあるのは「臨時的任用職員面談・能力評価調書」とする。</p> <p>9（略）</p> <p>第四条～第十六条</p> <p>（県費負担教職員等の適用の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 学校に属する臨時的任用職員に係る別表第二の一の項から三の項までの規定の適用については、第十条第二項の規定にかかわらず、有給の休暇とする。</p> <p>第十八条（略）</p> <p>別表第一・別表第二（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合の第二項及び第四項の規定の適用については、第三項中「臨時的任用職員申込書（第一号様式）」による書類審査」とあるのは「勤務成績の評価」と、「臨時的任用職員任用選考評価票（第二号様式）」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調書（第六号様式）」と、第四項中「臨時的任用職員任用選考評価票」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調書」とする。</p> <p>9（略）</p> <p>第四条～第十六条</p> <p>（県費負担教職員等の適用の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 学校に属する臨時的任用職員に係る別表第二の一の項及び三の項の規定の適用については、第十条第二項の規定にかかわらず、有給の休暇とする。</p> <p>第十八条（略）</p> <p>別表第一・別表第二（略）</p>

【新】

第3号様式（第3条関係）

臨時的任用職員任用内申書

第 年 月 日 号

殿

所屬長

下記のとおり職員の臨時的任用を行いますので、発令されるよう内申します。

記

- 1 任用しようとする職
勤務課所名
職務内容等
- 2 被代替職員について
被代替職員職氏名
欠員となる理由
欠員となる期間
- 3 任用しようとする者
氏 名
任 用 期 間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 添付書類
① 辞令案
② 臨時的任用職員申込書の写し
③ 臨時的任用職員任用選考部推薦又は臨時的任用職員面談・能力評価證書の写し
④ 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し
⑤ 健康診断書の写し

※健康診断書の写しは第3条第1項第1号に該当する場合を除く。

【旧】

第3号様式（第3条関係）

臨時的任用職員任用内申書

第 年 月 日 号

殿

所屬長

下記のとおり職員の臨時的任用を行いますので、発令されるよう内申します。

記

- 1 任用しようとする職
勤務課所名
職務内容等
- 2 被代替職員について
被代替職員職氏名
欠員となる理由
欠員となる期間
- 3 任用しようとする者
氏 名
任 用 期 間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 添付書類
① 辞令案
② 臨時的任用職員申込書の写し
③ 臨時的任用職員任用選考部推薦又は臨時的任用職員面談・人事評価證書の写し
④ 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し
⑤ 健康診断書の写し

※健康診断書の写しは第3条第1項第1号に該当する場合を除く。

【新】

第6号様式 (第3条 関係) 臨時的任用職員面談・能力評価調査

●基本的事項		氏名	
所属			
業務内容			
当初任用年月日	年 月 日	現任期自: 年 月 日	至: 年 月 日

●面談結果

職務上の課題や目標の経過 (進捗状況)	
職務上特に苦勞していること、職務での悩み、ストレスなど	
現任期間満了後の再度任用の希望	希望する ・ 希望しない

●能力評価

分類	評価要素	着眼点	評価期間		評価者	日まで備考欄
			年 月 日 から	年 月 日		
姿勢	倫理観 法令遵守	・高い倫理観と使命感を持ち、職務遂行を公挙しているか。 ・法令及び職務規律を遵守し、公正に職務を遂行しているか。				
	意欲 やりがい	・行っているか、あることと自覚とやりがいを持って業務を遂行しているか。 ・公共の利益のため、意欲を持って業務を遂行しているか。				
	チームワーク	・他の職員と協力し、組織、チームで協力して仕事を進める意欲を持っているか。 ・自分の役割以外にも貢献できることがないか考え、進んで協力をしているか。 ・他の職員との意思疎通を十分に行い、異なる意見も理解し受け止めようとしているか。				
能力	知識・技術	・業務に必要な知識・技術を活用するとともに、更なる習得に努めているか。				
	コミュニケーション能力	・関係者から必要な協力が得られるよう、日頃から円滑な人間関係の構築に努めているか。 ・相手の立場を考慮し、理解するとともに、適宜適切な相手の道を押し通し、正しい意思疎通を図っているか。 ・相手に対して、丁寧で分かりやすい説明をしているか。				
	業務遂行能力	・正確、迅速に責任を持って確実に業務をやり遂げているか。 ・任職し、意欲を持って積極的に業務を遂行しているか。 ・任職し、意欲を持って積極的に業務を遂行しているか。 ・任職し、意欲を持って積極的に業務を遂行しているか。				
成果		・計画どおりに成果をあげているか。				
評価結果	S (8点) A (6点) B (4点) C (2点) D (0点)	個 個 個 個 個	合計 (A) 38~50点 (B) 14~36点 (C) 13~28点 (D) 21~14点	評価者記入欄	能力評価の総括、勤務状況等について	
総合評価						

●公弊によらない再度の任用について

公弊によらない選考の実施の可否についての所属意見	可	不可	本人希望なし
選考結果	合格	不合格	
調査作成責任者 職氏名			

【旧】

第6号様式 (第3条 第6条関係) 臨時的任用職員面談・人事評価調査

●基本的事項		氏名	
所属			
業務内容			
当初任用年月日	年 月 日	現任期自: 年 月 日	至: 年 月 日

●面談結果

職務上の課題や目標の経過 (進捗状況)	
職務上特に苦勞していること、職務での悩み、ストレスなど	
現任期間満了後の再度任用の希望	希望する ・ 希望しない

●人事評価

分類	評価要素	着眼点	評価期間		評価者	日まで備考欄
			年 月 日 から	年 月 日		
姿勢	倫理観 法令遵守	・高い倫理観と使命感を持ち、市民を中心に考え、市民の視点に立ち、職務遂行を公挙しているか。 ・法令及び職務規律を遵守し、公正に職務を遂行しているか。				
	意欲 やりがい	・市民福祉の増進や公共の利益のため、意欲を持って業務を遂行しているか。 ・行っているか、あることと自覚とやりがいを持って業務を遂行しているか。				
	チームワーク	・他の職員と協力し、組織、チームで協力して仕事を進める意欲を持っているか。 ・自分の役割以外にも貢献できることがないか考え、進んで協力をしているか。 ・他の職員との意思疎通を十分に行い、異なる意見も理解し受け止めようとしているか。				
能力	知識・技術	・業務に必要な知識・技術を活用するとともに、更なる習得に努めているか。				
	コミュニケーション能力	・関係者から必要な協力が得られるよう、日頃から円滑な人間関係の構築に努めているか。 ・相手の立場を考慮し、理解するとともに、適宜適切な相手の道を押し通し、正しい意思疎通を図っているか。 ・相手に対して、丁寧で分かりやすい説明をしているか。				
	業務遂行能力	・正確、迅速に責任を持って確実に業務をやり遂げているか。 ・任職し、意欲を持って積極的に業務を遂行しているか。 ・任職し、意欲を持って積極的に業務を遂行しているか。 ・任職し、意欲を持って積極的に業務を遂行しているか。				
成果		・計画どおりに成果をあげているか。				
評価結果	S (8点) A (6点) B (4点) C (2点) D (0点)	個 個 個 個 個	合計 (A) 38~50点 (B) 14~36点 (C) 13~28点 (D) 21~14点	評価者記入欄	人事評価の総括、勤務状況等について	
総合評価						

●公弊によらない再度の任用について

公弊によらない選考の実施の可否についての所属意見	可	不可	本人希望なし
選考結果	合格	不合格	
調査作成責任者 職氏名			

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する

規則の一部改正

1 規則の概要

この規則は、臨時的に任用された職員のうち大分県教育委員会の任命に係るものの任用及び勤務条件等について必要な事項を定めるものである。

2 改正理由

学校に属する臨時的任用職員の病気休暇を正規職員に準じ有給休暇にするとともに、その他所要の改正を行うもの

3 改正内容

- (1) 学校に属する臨時的任用職員の病気休暇を無給休暇から有給休暇に改める。(第17条関係)
- (2) 「臨時的任用職員面談・人事評価調書」を「臨時的任用職員面談・能力評価調書」に改める。(第3条、第3号様式及び第6号様式関係)
- (3) 「人事評価」を「能力評価」に改める。(第6号様式関係)

4 施行期日

令和6年4月1日(令和6年3月29日公布予定)